

議案第12号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県警察手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>35年政令第270号) 第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため<u>免許証</u>の更新を受けることができなかつたとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験(以下「技能試験」という。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>2 普通自動車免許に係る試験</p> <p>(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受け</p>	<p>1件につき<u>1,900円</u></p> <p>1件につき<u>6,600円</u></p> <p>1件につき<u>4,100円</u></p> <p>1件につき<u>1,750円</u></p>
<p>35年政令第270号) 第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため<u>免許証</u>等の更新を受けることができなかつたとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験(以下「技能試験」という。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>2 普通自動車免許に係る試験</p> <p>(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受け</p>	<p>1件につき<u>1,950円</u></p> <p>1件につき<u>6,900円</u></p> <p>1件につき<u>3,900円</u></p> <p>1件につき<u>1,900円</u></p>

<p>る場合</p> <p>ア 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため<u>免許証等</u>の更新を受けることができなかつたとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>3 特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動車免許又は普通自動車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験</p> <p>(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当する場合</p> <p>(2) 道路交通法第97条の2第</p>	<p>1件につき<u>750円</u></p> <p>1件につき<u>1,950円</u></p> <p>1件につき<u>3,300円</u></p> <p>1件につき<u>2,500円</u></p> <p>1件につき<u>1,850円</u></p>	<p>る場合</p> <p>ア 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため<u>免許証</u>の更新を受けることができなかつたとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>3 特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動車免許又は普通自動車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験</p> <p>(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当する場合</p> <p>(2) 道路交通法第97条の2第</p>	<p>1件につき<u>800円</u></p> <p>1件につき<u>1,900円</u></p> <p>1件につき<u>3,350円</u></p> <p>1件につき<u>2,550円</u></p> <p>1件につき<u>1,750円</u></p>
--	---	---	---

<p>1 項第 3 号又は第 5 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ア 道路交通法施行令第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため<u>免許証</u>の更新を受けることができなかつたとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>(3) 道路交通法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合</p> <p>ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験</p> <p>(1) 道路交通法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ア 道路交通法施行令第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため<u>免許証</u>の更新を受けることができなかつたとき。</p>	<p>1 件につき <u>800 円</u></p> <p>1 件につき <u>1,900 円</u></p> <p>1 件につき <u>4,050 円</u></p> <p>1 件につき <u>2,600 円</u></p> <p>1 件につき <u>800 円</u></p>
<p>1 項第 3 号又は第 5 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ア 道路交通法施行令第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため<u>免許証等</u>の更新を受けることができなかつたとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>(3) 道路交通法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合</p> <p>ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験</p> <p>(1) 道路交通法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ア 道路交通法施行令第 33 条の 6 の 2 第 6 号に掲げるやむを得ない理由のため<u>免許証等</u>の更新を受けることができなかつたとき。</p>	<p>1 件につき <u>750 円</u></p> <p>1 件につき <u>1,950 円</u></p> <p>1 件につき <u>4,550 円</u></p> <p>1 件につき <u>2,800 円</u></p> <p>1 件につき <u>750 円</u></p>

<p>できなかつたとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>(2) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験</p> <p>(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ア 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつたとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>ア 技能試験を公安委員会が</p>	<p>できなかつたとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>(2) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験</p> <p>(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ア 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつたとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>ア 技能試験を公安委員会が</p>	<p>できなかつたとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>(2) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験</p> <p>(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ア 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつたとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>ア 技能試験を公安委員会が</p>	<p>1件につき<u>1,950円</u></p> <p>1件につき<u>1,600円</u></p> <p>1件につき<u>1,800円</u></p> <p>1件につき<u>750円</u></p> <p>1件につき<u>1,950円</u></p> <p>1件につき<u>7,450円</u></p>	<p>1件につき<u>1,900円</u></p> <p>1件につき<u>1,500円</u></p> <p>1件につき<u>1,700円</u></p> <p>1件につき<u>800円</u></p> <p>1件につき<u>1,900円</u></p> <p>1件につき<u>7,650円</u></p>
--	--	--	---	---

<p>提供する自動車を使用して受けるとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>6 仮運転免許に係る試験</p> <p>(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(2) 道路交通法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p>	<p>提供する自動車を使用して受けるとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p> <p>6 仮運転免許に係る試験</p> <p>(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(2) 道路交通法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</p> <p>イ ア以外のとき。</p>
<p>1件につき<u>4,500円</u></p> <p>1件につき<u>1,800円</u></p> <p>1件につき<u>1,650円</u></p> <p>1件につき<u>4,700円</u></p> <p>1件につき<u>2,950円</u></p>	<p>1件につき<u>4,800円</u></p> <p>1件につき<u>1,700円</u></p> <p>1件につき<u>1,550円</u></p> <p>1件につき<u>4,350円</u></p> <p>1件につき<u>2,900円</u></p>
<p>(34の2) 道路交通法第89条第3項の規定に基づき検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの</p> <p>(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けると</p>	<p>(34の2) 道路交通法第89条第3項の規定に基づき検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの</p> <p>(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けると</p>

<p>き。 1 件につき<u>6,950円</u></p> <p>(イ) (ア)以外のとき。 1 件につき<u>3,950円</u></p> <p>イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対するもの</p> <p>(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける<u>と</u></p> <p>き。 1 件につき<u>4,650円</u></p> <p>(イ) (ア)以外のとき。 1 件につき<u>3,850円</u></p> <p>(35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 1 件につき<u>3,100円</u></p> <p>イ ア以外の場合 1 件につき<u>1,350円</u></p> <p>(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証</p> <p>(ア) 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため<u>免許証等の更新</u>を受けることができなかった者であって、<u>道路交通法第97条の2第1項第3号</u>に該当して同項の規定の適用を受けたもの</p>	<p>き 1 件につき<u>6,400円</u></p> <p>(イ) (ア)以外のとき 1 件につき<u>3,900円</u></p> <p>イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対するもの</p> <p>(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける<u>と</u></p> <p>き 1 件につき<u>4,550円</u></p> <p>(イ) (ア)以外のとき 1 件につき<u>3,750円</u></p> <p>(35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 1 件につき<u>2,850円</u></p> <p>イ ア以外の場合 1 件につき<u>1,400円</u></p> <p>(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証</p> <p>(ア) 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため<u>免許証の更新</u>を受けることができなかった者であって、<u>道路交通法第97条の2第1項第3号</u>に該当して同項の規定の適用を受けたもの</p>
--	---

(以下「特定試験免除者」という。) に対するもの 1 件につき 2,100円 (日を同じくして第1種運転免許又は第2種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者(以下「複数免許取得者」という。) に対するものの場合にあっては、1,900円に与える免許1種類ごとに200円を加算した額)

(イ) (ア)以外のもの 1件につき 2,350円 (複数免許取得者に対するものの場合にあっては、2,150円に与える免許1種類ごとに200円を加算した額)

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき 1,100円
(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額
ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき 2,600円

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき 1,050円
(37の2) 道路交通法第95条の2第3項の規定に基づく特定免

するもの 1件につき 1,700円 (道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、1,700円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額)

(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 1件につき 2,050円
(道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額)

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき 1,150円
(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額
ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき 2,250円

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき 1,150円

許情報の記録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 道路交通法第95条の2第6項の規定による申出をする場

合

(ア) 特定試験免除者に係るもの 1件につき1,350円（複数免許取得者に係るものにあつては、1,150円に与える免

許1種類ごとに200円を加算した額）

(イ) (ア)以外のもの 1,550円（複数免許取得者に係るものにあつては、1,350円に与える免許1種類ごとに200円を加算した額）

イ 道路交通法第101条の4の2第2項の規定による申出

（以下「更新時不交付申出」という。）をする場合 1件につき800円

ウ 道路交通法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれもしない場合 1件につき

1,500円（道路交通法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は同法第94条第2項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、

100円)

(37の3) 道路交通法第95条の2第11項の規定に基づく運転免許証の交付 1件につき2,550円

(37の4) 道路交通法第95条の3の規定により読み替えて適用する同法第92条第2項の規定又は第106条の4第2項の規定に基づく免許情報記録の書換え 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者に係るもの 1件につき100円

イ ア以外のもの 1件につき1,550円（複数免許取得者の場合は、1,350円に与える免許1種類ごとに200円を加算した

額)

(37の5) 略

(37の6) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を行う者に対して行う講習であって、公安委員会が定めるものの実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(37の2) 略

(37の3) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を行う者に対して行う講習であって、公安委員会が定めるものの実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習 1回につき1,150円

イ ア以外の場合 1回につき1,400円

(37の7) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運

転技能検査の実施 1件につき3,650円

(38) 略

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審

査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき23,750円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>3,800円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>6,350円</u>

ア 自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習 1回につき1,200円

イ ア以外の場合 1回につき1,450円

(37の4) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運

転技能検査の実施 1件につき3,550円

(38) 略

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審

査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき23,400円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>4,000円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>6,700円</u>

3	1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	13,100円
4・5	略	
6	4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	5,550円
7	技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,600円
8	略	

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき14,450円
(次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>1,200円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>1,900円</u>
3～5 略	略

3	1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	13,050円
4・5	略	
6	4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	5,500円
7	技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,350円
8	略	

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき14,700円
(次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>1,250円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>2,100円</u>
3～5 略	略

6	4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,350円</u>
7	技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>2,550円</u>
8	自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>2,400円</u>

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき19,800円（次の表の左欄に掲げる者である場合においては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分		金額
1	技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>3,650円</u>
2	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>6,250円</u>
3	1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>10,800円</u>

6	4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,300円</u>
7	技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>2,650円</u>
8	自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>2,550円</u>

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき19,500円（次の表の左欄に掲げる者である場合においては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分		金額
1	技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>3,550円</u>
2	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>6,100円</u>
3	1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>10,550円</u>

4・5 略	略
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,350円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>1,850円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>2,000円</u>

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき22,200円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,450円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除	<u>7,750円</u>

4・5 略	略
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,300円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>1,900円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>2,050円</u>

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき21,500円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,250円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除	<u>7,400円</u>

<p>される者（3の項に掲げる者を除く。）</p> <p>3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者</p> <p>4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者</p> <p>5 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者</p>	<p>される者（3の項に掲げる者を除く。）</p> <p>3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者</p> <p>4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者</p> <p>5 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者</p>
<p style="text-align: right;"><u>15,100円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>3,750円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2,600円</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>14,550円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>3,700円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2,550円</u></p>
<p>(40) 略</p> <p>(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき<u>15,100円</u>（次の表の左欄に掲げる者である場合） は、その額から、同表の右欄に定め</p>	<p>(40) 略</p> <p>(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき<u>14,550円</u>（次の表の左欄に掲げる者である場合） は、その額から、同表の右欄に定め</p>

る額を減じた額)

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>3,800円</u>
2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>8,200円</u>
4～6 略	略
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>3,400円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	<u>1,550円</u>

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき9,950円(次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動	<u>1,200円</u>

る額を減じた額)

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>4,000円</u>
2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>7,800円</u>
4～6 略	略
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>3,350円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	<u>1,500円</u>

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき9,650円(次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動	<u>1,250円</u>

車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	
2 略	<u>3,900円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	
4 略	
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となつて いる事項その他自動車の運転に 関する知識の審査を免除される 者(7の項に掲げる者を除く。)	<u>1,350円</u>
6 自動車教習所に関する法令に ついでに知識の審査を免除され る者(7の項に掲げる者を除く。)	<u>1,350円</u>
7・8 略	

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき12,000円(次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除され	<u>3,650円</u>

車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	
2 略	<u>3,700円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	
4 略	
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となつて いる事項その他自動車の運転に 関する知識の審査を免除される 者(7の項に掲げる者を除く。)	<u>1,300円</u>
6 自動車教習所に関する法令に ついでに知識の審査を免除され る者(7の項に掲げる者を除く。)	<u>1,300円</u>
7・8 略	

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき11,850円(次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除され	<u>3,550円</u>

る者（3の項に掲げる者を除く。）	
2 略	
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>5,900円</u>
4～8 略	

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき12,850円（次の表の左欄に掲げる者である場合においては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,450円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>2,100円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審	<u>9,500円</u>

る者（3の項に掲げる者を除く。）	
2 略	
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>5,750円</u>
4～8 略	

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき12,450円（次の表の左欄に掲げる者である場合においては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,250円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>2,050円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審	<u>9,150円</u>

<p>2 普通自動車免許に係る再試験</p> <p>(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</p> <p>(2) (1)以外のとき。</p> <p>3 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験</p> <p>(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</p> <p>(2) (1)以外のとき。</p> <p>4 原動機付自転車免許に係る再試験</p>	<p>1件につき<u>2,750円</u></p> <p>1件につき<u>1,950円</u></p> <p>1件につき<u>3,550円</u></p> <p>1件につき<u>1,800円</u></p> <p>1件につき<u>1,100円</u></p>
<p>2 普通自動車免許に係る再試験</p> <p>(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</p> <p>(2) (1)以外のとき。</p> <p>3 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験</p> <p>(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</p> <p>(2) (1)以外のとき。</p> <p>4 原動機付自転車免許に係る再試験</p>	<p>1件につき<u>2,550円</u></p> <p>1件につき<u>1,750円</u></p> <p>1件につき<u>3,100円</u></p> <p>1件につき<u>1,650円</u></p> <p>1件につき<u>1,000円</u></p>
<p>(43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づき<u>免許証等の有効期間の更新</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p>	

ア 免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）

(ア) 道路交通法第101条の2の2第1項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下「經由申請」という。）をする場合 1件につき2,750円

(イ) 更新時不交付申出をする場合（(ア)の場合を除く。） 1件につき1,300円

(ウ) (ア)及び(イ)以外の場合 1件につき2,850円

イ 免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）

(ア) 經由申請をする場合であって、道路交通法第101条の2の2第3項の規定による申出（以下「經由地書換申出」という。）をするとき。 1件につき1,000円

(イ) 經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしないとき。 1件につき1,950円

(ウ) 經由申請をしない場合 1件につき2,100円

ウ 免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新

ア 道路交通法第101条の2の2第1項の規定の適用を受ける場合 1件につき2,550円

イ ア以外の場合 1件につき2,500円

(ア) 經由申請をする場合であって、經由地書換申出をするとき。 1 件につき2,500円

(イ) 經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしないとき。 1 件につき2,850円

(ウ) 經由申請をしない場合 1 件につき2,950円

(43の2) 道路交通法第101条の2の2第1項の規定に基づく免許証等の更新の申請の經由事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 經由地書換申出をする場合 1 件につき1,700円

イ 經由地書換申出をしない場合 1 件につき750円

(43の3) 道路交通法第105条の2第2項の規定に基づく運転経歴証明書の交付又はその再交付 1 件につき1,150円

(44) 道路交通法第105条の2第4項の規定に基づく運転経歴情報の記録 1 件につき900円 (道路交通法第105条の2第2項の規定に基づく運転経歴証明書の交付又はその再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円)

(45) 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付 1 件につき2,250円

(46) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施

(43の2) 道路交通法第101条の2の2第1項の規定に基づく免許証の更新の申請の經由事務 1 件につき550円

(43の3) 道路交通法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の交付 1 件につき1,100円

(43の4) 道路交通法第104条の4第6項の規定により交付された運転経歴証明書の再交付 1 件につき1,100円

(44) 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付 1 件につき2,350円

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施

次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	1時間につき <u>850円</u>
2 道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	1時間につき <u>2,400円</u>
3 略	略
4 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	略
(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの（準中型自動車免許に係るものにあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	1時間につき <u>4,650円</u>
(2) 準中型自動車免許に係るもの（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	1時間につき <u>3,800円</u>
(3) 普通自動車免許に係るもの	1時間につき <u>3,050円</u>
5 道路交通法第108条の2第1	

次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	1時間につき <u>750円</u>
2 道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	1時間につき <u>2,350円</u>
3 略	略
4 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	略
(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの（準中型自動車免許に係るものにあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	1時間につき <u>4,450円</u>
(2) 準中型自動車免許に係るもの（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	1時間につき <u>3,500円</u>
(3) 普通自動車免許に係るもの	1時間につき <u>2,800円</u>
5 道路交通法第108条の2第1	

<p>項第5号に掲げる講習 (1) 大型自動二輪車免許に係るもの</p> <p>(2) 普通自動二輪車免許に係るもの</p>	<p>1時間につき<u>4,300円</u></p> <p>1時間につき<u>4,200円</u></p>	<p>項第5号に掲げる講習 (1) 大型自動二輪車免許に係るもの</p> <p>(2) 普通自動二輪車免許に係るもの</p>	<p>1時間につき<u>4,150円</u></p> <p>1時間につき<u>4,000円</u></p>
<p>6 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習</p> <p>7 道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる講習</p> <p>8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習</p> <p>9 道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習</p> <p>10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習</p>	<p>1時間につき<u>1,750円</u></p> <p>1時間につき<u>3,200円</u></p> <p>1時間につき<u>1,850円</u></p> <p>1時間につき<u>900円</u></p>	<p>6 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習</p> <p>7 道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる講習</p> <p>8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習</p> <p>9 道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習</p> <p>10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習</p>	<p>1時間につき<u>1,500円</u></p> <p>1時間につき<u>3,100円</u></p> <p>1時間につき<u>1,400円</u></p> <p>1時間につき<u>750円</u></p>
<p>(1) 準中型自動車免許に係るもの</p> <p>(2) 普通自動車免許に係るもの</p> <p>(3) 大型自動二輪車免許に係るもの</p> <p>(4) 普通自動二輪車免許に係るもの</p>	<p>1件につき<u>1,000円に1時間につき2,300円を加算した額</u></p> <p>1件につき<u>1,000円に1時間につき2,150円を加算した額</u></p> <p>1件につき<u>1,000円に1時間につき2,850円を加算した額</u></p> <p>1件につき<u>1,000円に1</u></p>	<p>(1) 準中型自動車免許に係るもの</p> <p>(2) 普通自動車免許に係るもの</p> <p>(3) 大型自動二輪車免許に係るもの</p> <p>(4) 普通自動二輪車免許に係るもの</p>	<p>1時間につき<u>2,150円</u></p> <p>1時間につき<u>2,050円</u></p> <p>1時間につき<u>2,700円</u></p> <p>1時間につき<u>2,550円</u></p>

<p>係るもの</p> <p>(5) 原動機付自転車免許に係るもの</p> <p>11 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習</p> <p>(1) 道路交通法第95条の6第1項の表の備考一のロに規定する優良運転者に対するもの</p> <p>ア 公安委員会の使用に係る電子計算機と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下「オンライン講習」という。）の場合</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(2) 道路交通法第95条の6第1項の表の備考一のハに規定する一般運転者に対するもの</p>	<p>時間につき2,700円を加算した額</p> <p>1件につき1,000円に1時間につき2,550円を加算した額</p> <p>1件につき200円</p> <p>1件につき500円</p>	<p>係るもの</p> <p>(5) 原動機付自転車免許に係るもの</p> <p>11 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習</p> <p>(1) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対するもの</p> <p>(2) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対するもの</p>	<p>1時間につき2,450円</p> <p>1件につき500円</p> <p>1件につき800円</p>
---	--	---	---

<p>ア <u>オンライン講習の場合</u> イ <u>ア以外の場合</u> (3) <u>道路交通法第95条の6</u> <u>第1項の表の備考一の二</u>に規定する違反運転者等に対するもの ア <u>道路交通法施行令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対するもの</u> (ア) <u>オンライン講習の場合</u></p>	<p><u>1件につき200円</u> <u>1件につき800円</u></p> <p><u>1件につき200円</u></p>	<p>(3) <u>道路交通法第92条の2</u> <u>第1項の表の備考一の4</u>に規定する違反運転者等に対するもの ア <u>道路交通法施行令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対するもの</u></p>	<p><u>1件につき800円</u></p>
<p>イ <u>ア以外のもの</u> 12 <u>道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習</u> (1) <u>道路交通法第71条の5</u> <u>第3項に規定する普通自動車対応免許</u>（以下「普通自動車対応免許」という。） を受けている者（同法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに同法第</p>	<p><u>1件につき800円</u> <u>1件につき1,400円</u> <u>1件につき6,600円</u></p>	<p>イ <u>ア以外のもの</u> 12 <u>道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習</u> (1) <u>道路交通法第71条の5</u> <u>第3項に規定する普通自動車対応免許</u>（以下「普通自動車対応免許」という。） を受けている者（同法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに同法第</p>	<p><u>1件につき1,350円</u> <u>1件につき6,450円</u></p>

<p>101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に 対するもの</p> <p>(2) 普通自動車対応免許を受けている者(道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第1種運転免許若しくは第2種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対するもの</p> <p>13 道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習</p> <p>(1) <u>自動車等(これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。)</u>を使用する指導を含むもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>14 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習</p>	<p>1件につき<u>2,950円</u></p>	<p>101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に 対するもの</p> <p>(2) 普通自動車対応免許を受けている者(道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第1種運転免許若しくは第2種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対するもの</p> <p>13 道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習</p> <p>(1) <u>道路交通法施行令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定めるもの</u></p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>14 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習</p>	<p>1件につき<u>2,900円</u></p>
<p>1件につき<u>10,350円</u></p> <p>1件につき<u>1,000円</u>に1時間につき<u>2,600円</u>を加算した額</p>	<p>1件につき<u>12,500円</u></p> <p>1時間につき<u>2,250円</u></p>		

<p>15 道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる講習</p> <p>16 道路交通法第108条の2第1項第16号に掲げる講習</p>	<p>15 道路交通法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習</p>	<p>1時間につき2,100円</p> <p>1時間につき2,050円</p>	<p>1時間につき2,000円</p>
<p>(47)～(68) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(46) 道路交通法第108条の3第1項又は第108条の3の2の規定に基づく基準該当初心運転者又は軽微違反行為者に対する通知 1件につき900円</p> <p>(47)～(68) 略</p> <p>2 略</p>		
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和7年3月24日から施行する。</p>			